

## 質問・回答

項目名	質 問	回 答
2－（１） 実施内容 3 事業実施に当たっ た条件	横浜野菜の収穫状況または客層、季節に合わせて、メニューの変更が許されるか。	事業提案説明書（様式２）の販売品目欄には想定されるメニューについて記載をお願いします。 実際に販売するメニューは各期の公園内行為許可申請書に記載する必要がありますが、事業提案説明書（様式２）に記載した範囲内で、期ごとにメニューを変えて申請していただくことは可能です。
2－（４） 実施期間 8－（１） 販売日の調整	第一期と第二期ともに販売希望日は出せるか。	事業提案説明書（様式２）の販売希望日欄に記載してください。 なお、審査を経て、行為許可候補となったのち、動物園課で調整の上、出店日を決定します。他の事業者との兼ね合いもあり、必ずしも希望日に販売できるとは限りません。
8－（１）、（２）、（６） 販売日の調整 必要な手続き 行為許可内容の変更	販売希望日を出しておいて、もし、ある日が販売できなくなったときは、事前に連絡すればよいか。その場合の罰則はあるか。	販売ができなくなった場合は動物園課へ連絡をお願いします。使用料は原則返還しませんが、実施日の５日前までの申し出や大雨警報等の荒天の場合、使用料を返還します。 なお、罰則はありません。

※項目名の数字は募集要項に対応しています。